

議 事 録

平成 2 7 年第 1 回定例会

[最終日]

平成 2 7 年 3 月 2 0 日 (金)

開 議	
議 長	本日の出席議員は、１６人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１４：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 町長から、追加議案の提案理由の説明を求めます。 町長
町 長	こんにちは。 本日は、平成２７年第１回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日においていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第２５号 平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第８号）につきましては、補正額９１，４３６千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１２，４０４，４７０千円とするものです。 補正内容といたしましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設されたことに伴い、次の事業を実施するため、総務費の増額補正を追加するものです。 ・筑前町総合戦略策定事業 １０，１４５千円 ・草場川桜並木ライトアップ事業 ２，８３２千円 ・筑前町ＰＲ事業 １２，２００千円 ・ブランド開発推進費補助事業 ３，５００千円 ・筑前町定住促進事業 １０，０７５千円 ・プレミアム付商品券発行事業 ２１，５００千円 ・子育て応援券交付事業 １９，２９２千円 ・住宅リフォーム補助事業 １１，８９２千円 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第１号「福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１号「福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を、採決します。 議案第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第１号「福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第２号「町道の路線認定について」を、議題とします。

	これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第2号「町道の路線認定について」を、採決します。 議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第2号「町道の路線認定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第3号「筑前町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第3号「筑前町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第3号「筑前町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第4号「筑前町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第4号「筑前町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第4号「筑前町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第5号「筑前町教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について」を、議題とします。

	これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第5号「筑前町教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について」を、採決します。 議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第5号「筑前町教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第6号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	25ページです。 第3条の保育料のところですが、(1)の法第19条第1項第1号に該当する者と、(2)法第19条第1項第2号に該当する者。 これ両方とも3歳以上で、保育の必要があると、なしで分かれているという説明を、全協のときにいただきましたが、保育料の差はあるんですか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 1号認定が3歳以上児の保育の必要性がない子どもさんについての保育料になりますが、こちらは新制度に移った幼稚園の金額を条例で示しておりまして、筑前町は現行では、幼稚園は新制度に乗らないということで意思表示をしてありますので、今の現行の幼稚園の保育料と、それから筑前町が定めます保育料では、ちょっと違いがはっきり私には分かりませんが、新制度による1号認定の保育料につきましては、所得課税で決まっております、77千円以上が月額、幼稚園保育の必要性がない子どもさんについては16,100円で、保育の必要性がある以上児の金額としましては、27千円ですね、それと1割軽減の措置がありまして24,300円となっております。以上です。
議 長	今の質問の、差がないのかという回答をお願いしたいんですが。
こども課長	今、お答えしましたように、差は若干あります。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	所得課税77千円、今度から住民税に対する保育料に変わるとおっしゃっていませんか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 失礼いたしました。市町村民税所得課税ということで、同じく住民税の課税ということになります。幼稚園のほうも保育所のほうも同じ課税ということになっております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	先ほど所得課税77千円に対する保育料が、第1号が16,100円って言われた

	んですが、住民税はいくらに対して16,100円になるんですか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 幼稚園も保育所も町民税の所得割ということで、同じことでございます。以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第6号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第6号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第7号「筑前町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第7号「筑前町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第7号「筑前町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第8号「筑前町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	今後ですね、公設公営の保育所がもしできた場合、この条例に沿わなくても子ども・子育て支援法に則ってやるわけですか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 この議案の提案理由にもございます、この保育については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、本条例で保育に欠ける要件を定めた保育を実施していたが、児童福祉法の改正に伴い子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により、保育が必要な児童について、保育を実施することとなるために、本条例を廃止するというので、今後は子ども・子育て支援法によって実施していくということでございます。以上です。

議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 8 号「筑前町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について」を、採決します。 議案第 8 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 8 号「筑前町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 10	
議 長	日程第 10 議案第 9 号「筑前町乳幼児医療費の支給に関する条例及び筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	入院については、一月 3, 500 円を限度とする。通院については 1 日、1 医療機関につき 500 円取るわけですか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 支給の拡大については入院のみでありますので、1 日 500 円の月に 3, 500 円を 1 医療機関ごとに限度にするということでございます。 通院につきましては今までどおり、就学前の乳幼児医療費の方が対象でありますので、無料です。就学前の乳幼児医療費に係る入院、通院については、自己負担無料です。
議 長	河内議員
河内議員	就学前は分かるんですが、1 年生から中学校 3 年生までの通院は、自己負担があるんですか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 こども医療で支給を行うのは、小学生から中学生については、入院にかかる費用についてのみでありますので、その分しか定めておりません。 ですから、通院につきましては、普通の健康保険でありますので、3 割負担ということになります。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 9 号「筑前町乳幼児医療費の支給に関する条例及び筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第 9 号「筑前町乳幼児医療費の支給に関する条例及び筑前町重度

	障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 1	
議 長	日程第 1 1 議案第 1 0 号「平成 2 6 年度筑前町一般会計補正予算（第 7 号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	補正予算書の 2 9 ページです。 6 項夜須中学校費、1 目学校管理費の中の 1 8 節備品購入費ですが、1, 1 8 8 千円上がっておりますが、これは何なんでしょうか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	この金額につきましては、新年度入学生が 2 5 名ほど増えましたので、その関係の机とか椅子の備品が主な内容でございます。
議 長	川上議員
川上議員	1 9 ページなんですけど、利子積立金についてなんですけど、1 1 の基金に 7 1, 2 5 0 千円の利子の積み立てをされております。 非常に高額な運用をされている金額なんですけど、それはそれで私はいいいと思うんですけど、私が心配いたしますのがですね、やはり国民健康保険事業ですね、これが 2 9 年度までに 5 億円からのですね、支払い準備金が要ということになればですね、こういう基金で、やはり 2 億円以上を運用されて、非常にがんばってこれだけの収入を得たわけですが、別にですね、やはりこのための、国民健康保険のための新たな基金の創設が必要じゃなかろうかと思うんですよ。 これが 2 9 年度に一括して 5 億円準備するんじゃなく、やはりこれだけがんばっていただいて、2 億円以上捻出されたということであれば、その中の計画以上のものについてはですね、新たに何か基金を創設して、そのための準備金かなんかに充てたほうがいいんじゃないかと思うわけですが、そういうことはできないわけですか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 今おっしゃっているのは国保の関係のことだと認めております。 おっしゃるように、国保は赤字ですね、たいへんな状況でございます。そのために、また住民の皆様に負担をかけるような、いわゆる税率の改正を行って、2 7 年度から課税を行っていくと。 それに合わせて、いわゆる赤字につきましては、一般会計からも 1 億、最低でも 1 億は入れていくということで、今やっているところです。 そういう中で、基本的には国保会計自力と申しますか、その中でそれを解決していただかないかんことですから、それにもって、今から積み立てをするという考え方というのは、ちょっと今のところございません。 今状況を見ながら、国保がそういうふうな健康増進をしながら、それから保険料の徴収をがんばっていただきながらですね、皆さんのご理解の上でですね、赤字を克服していただきたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	3 0 年度からですね、県単位で広域化されるわけですから、そのときまでにはもう、この 2 9 年度までの赤字については清算しなきゃいかんわけでしょう。そして移行するわけでしょう。 そうすれば、そこで、この財政見通しを見ますと、5 億円近く of 赤字がそこで出れば、そうすればそこで一般会計から繰り出して、補填して赤字を埋めるという方針か

	もしませんがね、今の段階からやはりがんばってですね、やっぱ別途基金を作って、がんばりよるぞということを住民に知らしめたほうがいいんじゃないかなということもあってですね、ちょっと、そこで私は提案をしたわけですが。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 国保事業会計は特別会計でございます。そういった国保事業の収支の将来の負担に備えて基金を作るとすれば、やはり国保事業会計から積み立てるべきだろうと。そのような考え方になるわけでございます。繰上充用している中で積立金が出るということのもですね、やはり会計上からは好ましくない、そのようにも考えます。 したがって、十分そのお金は、一般会計としても補填していくようには、なるのはなるだろうと思いますが、それは決定事項ではございませんので、その段階でやっぱり考えるべきだろうと思っております。 それと同時にですね、今、さらなる改善を私どもは考えておりますし、今度の保険税のアップ、それに国の1,700億円の交付金の増額、さらに2年後はさらに1,700億円ということですね、そういった見通しもいくらかございますので、そこを見極めながらやっていくべきだろうと思っております。 国保会計に既に基金があるということになればですね、収支に対する考え方もまた緩んでくるんじゃないかと、そのようにも考えるところでございます。以上でございます。
議 長	他に質疑はありませんか。 木村議員
木村議員	資料の8ページでございます。債務負担行為補正で、変更前と変更後ですね、三輪小学校、これは、規模は大きいんですけども、三輪小学校だけがですね、変更前と変更後が670万余りなんです。他については、これは1千万ぐらい差があるんですけども、何かこの根拠は、なんでここだけ差が少ないんでしょうか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	答弁に非常に困るわけですけども、入札の結果ではあるんですね。 この件につきましては、まず昨年12月4日に補正予算で提案しまして、12月15日に議決したわけでございますけども、その後明けまして1月29日に入札、仕様書等を配布して、各学校との食数などを参考にして入札をしたわけでございます。 設計書につきましては、それだけ学校ごとに皆同じような単価、同じような仕様書で設計したわけございまして、それに基づいて業者が見積もって入札を行ったということでございまして、たまたま三輪小学校が落札率が高かったかもしれませんが、ただ、その結果で、業者が見積もった金額としか言えないわけです。 しかしながら、考えられることとしましては、3年前の契約金額、これ公表されておりますので、それに基づいて見積もりされ、積算されたのかなという推測しか分かりません。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	こうなった経緯というのは分かりましたけども、落札率ですね、見ますと、やはりここだけ見ますと、適正なものであるのかなというですね、やっぱり疑問を抱くところでありまして、それを担当課は、この落札率が適正であると、他に比べてですね、全体を比べて、差があっても内情を見ると適正であるということで、判断されたということですね。
議 長	教育課長
教育課長	先ほどから言いますように、業者が、仕様書、設計書に基づいて、ちゃんとした積算の結果、その金額が決まったわけですから、業者を信頼するしか、ほかございませ

	ん。
議 長	木村議員
木村議員	資料の19ページでございます。 一番上ですね、映像制作等委託料、平和記念館費ですけども、これについてはですね、当初予算のときに映画のですね、新しく5年してですね、新しいのを作るということで、ものすごく意欲的にこの部分は当初予算で計上されてありました。 新年度の中にも、これちょっと同じ項目で見つけきらんやっただですけど、もうこれは全くやめられるということでもいいですか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 記念館の映像でございますけども、新しく既存の映像と編集してもう1本作るというふうなご説明しておりました。 しかしながら、このたび新年度予算で増築しようかというふうな形ですね、設計委託料を計上させていただきました。 その増築の中の展示コーナーなり、その付属の中の一部としてですね、映像を作ってはどうかということで、補助対象で、今、検討しておるところでございます。以上です。
議 長	他に質疑はありませんでしょうか。 質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号「平成26年度筑前町一般会計補正予算(第7号)について」を、採決します。 議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第10号「平成26年度筑前町一般会計補正予算(第7号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第12	
議 長	日程第12 議案第11号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第11号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を、採決します。 議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第11号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第13	

議 長	日程第 1 3 議案第 1 2 号「平成 2 6 年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 1 2 号「平成 2 6 年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を、採決します。 議案第 1 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 1 2 号「平成 2 6 年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 4	
議 長	日程第 1 4 議案第 1 3 号「平成 2 6 年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）」について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 1 3 号「平成 2 6 年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）」について」を、採決します。 議案第 1 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 1 3 号「平成 2 6 年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）」について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 5	
議 長	日程第 1 5 議案第 1 4 号「平成 2 6 年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）」について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	7 ページです。 1 9 節負担金補助及び交付金、両筑衛生施設組合負担金が 2 0 0 万以上上下がっておりますが、理由は。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えします。 両筑衛生施設組合負担金は、下水の汚泥だけではなくて合併浄化槽の汚泥処分等も一緒に行っております関係上、環境防災課と案分して支払っておる状況でございます。 その中で、最終的に額がある程度固まってきた段階ということで、たぶん全体的な量が少なくなっているんだろうと思いますけど、農業集落排水事業に限っていきます

	と、当初756万で見えておりましたが、5,492千円で足りるということでですね、2,068千円の減額となったものでございます。
議 長	他に質疑はありませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第14号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について」を、採決します。 議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第14号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第16	
議 長	日程第16 議案第15号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第15号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について」を、採決します。 議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第15号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第17	
議 長	日程第17 議案第16号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第4号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第16号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第4号)について」を、採決します。 議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第16号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第4号)について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 18～ 日程第 25	
議 長	会議規則第 35 条の規定により、日程第 18 から日程第 25 までを一括議題とします。 一括議題とした日程第 18、議案第 17 号から日程第 25、議案第 24 号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。 田中政浩委員長
委 員 長	予算審査特別委員長として、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。 本会議で一括議題として付託されました、議案第 17 号から議案第 24 号は、3 月 16 日と 17 日の 2 日間、慎重に審査した結果、本委員会は、お手元にお配りしました「委員会審査報告書」のとおり、可決することに決定しましたので、会議規則第 75 条の規定によって報告します。
議 長	報告が終わりました。 一括議題とした、議案第 17 号から議案第 24 号までに対する委員長の報告は、可決です。 予算特別委員会において、詳細な質疑がなされましたので、質疑を省略します。 議案第 17 号「平成 27 年度筑前町一般会計予算について」討論を行います。 討論はありませんか。 まず、反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	部落解放同盟に対する、ただの 1 つの任意団体に対する補助金が、相も変わらず同額を支給されること、そういうのが入った議案ですので、また、4 月からはセンターが開設するにもかかわらず、その前の約束を反故して、センターができれば減額の方で協議していくということもしておらず、そういう予算が入っているので、反対を表明し、討論といたします。
議 長	次に、賛成の発言を許します。 深野議員
深野議員	賛成の立場で討論いたします。 近年部落差別の事案などが発生しております。同和問題は未だに解決に至っていないというところで、解放同盟といたしまして、住民や組織体あるいは企業などへの啓発、教育に取り組んでいますので、必要な補助金と考え、賛成討論といたします。以上です。
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第 17 号「平成 27 年度筑前町一般会計予算について」を、採決します。 議案第 17 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第 17 号「平成 27 年度筑前町一般会計予算について」は、委員長報告のとおり、可決されました。
議 長	次に、議案第 18 号「平成 27 年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。 討論はありませんか。 まず、反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。

	国庫支出金の減が丸々保険税値上げになっている予算であり、住民負担があまりに大きい。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	田中議員
田中議員	国民健康保険は、国民皆保険制度の基礎となる制度でございます。医療のセーフティネットとして地域住民の健康の増進に重要な役割を果たしています。 今回議案は、筑前町国民健康保険事業の財政安定化を図るために必要な措置であり、賛成です。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第１８号「平成２７年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。（賛成者挙手）
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第１８号「平成２７年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第１９号「平成２７年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。 討論はありませんか。 まず、反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	受けられる医療を年齢によって差別する後期高齢者医療制度そのものに反対であり、消費税も上がり、国民健康保険も上がり、後期高齢者医療保険も上がる、高齢者にとってたいへんな負担になる予算だと思います。 よって、反対を表明し討論とします。
議 長	次に、賛成者の発言を許します。 田中議員
田中議員	後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を安定的に支えるための制度です。今回の議案は、後期高齢者医療特別会計の繰出金等の確定によるものであり、賛成といたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第１９号「平成２７年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、採決します。 議案第１９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。（賛成者挙手）
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第１９号「平成２７年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２０号「平成２７年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。 討論はありませんか。 まず、反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	この住宅新築資金等貸付事業、平成２９年度が最終の償還年度ということでしたが、それ以上にかかるということで、昨年並みの返済だったら、あと１００も年もかかります。それまで私たちは生きていません。後世に責任が取れないと思いますので、

	反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、賛成者の発言を許します。 山本一洋議員
山本議員	私は、賛成の立場で討論します。 町といたしましても回収に努力はなされており、また回収の受け皿も必要であると考えます。 したがって、私は必要な会計と捉え賛成をいたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第２０号「平成２７年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第２０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第２０号「平成２７年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２１号「平成２７年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２１号「平成２７年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第２１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２１号「平成２７年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２２号「平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２２号「平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第２２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２２号「平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２３号「平成２７年度筑前町水道事業会計予算について」討論します。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２３号「平成２７年度筑前町水道事業会計予算について」を、採決します。 議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２３号「平成２７年度筑前町水道事業会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２４号「平成２７年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２４号「平成２７年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２４号「平成２７年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第２６	
議 長	日程第２６ 議案第２５号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第８号）について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、追加議案書の２ページをお願いします。 議案第２５号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第８号）について」平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第８号）を別冊のとおり提出する。本日付け、町長名でございます。 別冊の平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第８号）をお願いいたします。 説明の前に、間違っておる箇所がございますので、訂正をお願いいたします。 ４ページをお願いいたします。 ４ページの２款、２款２項となっておりますが、すみません総務管理費は１項でございますので、２を１に訂正をお願いいたします。 それでは元に戻りまして、１ページから説明をいたします。 平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出の総額につきましては、それぞれ９１，４３６千円を追加し、歳入歳出総額を１２，４０４，４７０千円とするものでございます。 繰越明許につきましては、４ページの第２表のとおりでございます。 それから、５ページ、６ページでございます。 ５ページ、６ページにつきましては、総括表でございます。歳入歳出総額９１，４３６千円の補正でございます。 ５ページ、歳入につきましては、国庫支出金、地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金８６，５００千円、それから基金繰入金４，９３６千円でございます。 歳出につきましては、２款１項総務費に３０目、それから３１目を新設しております。ページにしますと、８ページでございます。 ３０目につきましては、消費喚起生活支援型につきまして、プレミアム付商品券発行事業、子育て応援券交付事業、住宅リフォーム補助事業の経費を計上しております。 １９節負担金及び交付金につきましては、プレミアム付商品券２１，５００千円、子育て応援券１８，０００千円、住宅リフォーム券１０，０００千円を計上しており

	ます。 それから、31日先行型につきましては、総合戦略策定事業、それから草場川桜並木ライトアップ事業、ブランド開発推進補助事業、筑前町定住促進事業、筑前町PR事業の経費を計上しております。 予算の内容につきましては、現在、具体的な計画の中でですね、予算の総額のみが限度として示されております。現時点で考える予算として計上しております。今後具体的な実施要領、要綱、それから計画が出てくる中で予算が確定してくると思います。その中で予算の流用が必要になるものと考えております。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 福本議員
福本議員	今回補正の91,436千円の、いわゆる補正の提案がなされておるわけです。 この事業に対しては、非常に、これからさらに内容を掘り下げて、実施の方向に向かわれるというふうに思うわけですが、私は予算額についてお尋ねしたいということですが、ご案内のように地方交付税が減額されるということで、概略5億ぐらい、そういう話をちょっと聞いておるわけです。 その7割が、いわゆる地方交付税として受けられると。単純に計算して、3億5千万に相当するのではないかなというふうに思いますが、その交付税に対して、このたびの地方創生の問題で提案しました補正額9,100万というのは、同じ単年度で取り組むにしても、交付税の3億5千万は交付税として受けられるだろうというふうに思いますが、今回の9,100万というのは、これは全く国庫金としては違う形で受けられるということでしょうか。 なんかその辺の関係について、分かる範囲内でお答えいただきたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 この交付金につきましては、地方交付税とは別のものがございます。そのことをご理解いただきたいと思います。 交付税のですね、地方創生の説明会等ある中で、その中で謳ってある財源というのは、地方交付税においては、算定において、地方創生は人口減少の克服に取り組むために、財源需要を的確に反映するための指標を用いた算定で行います。というのが1点です。 それから新型交付金、これか今の交付金のことですね。使途を狭く縛る個別補助や効果、検証の仕組みを伴わない一括交付金とは異なる第3のアプローチを施行する地方総合戦略を策定推進する公共団体に対し、自主的、主体的な事業設計と併せて明確な政策目標の下、客観的な指標の策定やPDCAのサイクルが、確立が必要となる本格実施は平成28年度からということで、こういうふうな財源としてですね、地方創生は考えられておるということです。 まだ地方交付税の中にも入ってくるとは思われますが、まだはっきりしたことは分かりません。その前の新型交付金という形で、今示されているのが、8,650万というふうに判断しております。
議 長	福本議員
福本議員	そうしますと間違いなく地方交付税の金額はですね、額はちょっと定かじゃございませんけれども、別な形で筑前町も受けられるというふうに、理解しとっていいわけですね。
議 長	財政課長

財政課長	交付税とは別の考え方ですので、基本的にはそうです。 交付税自体がですね、全国のどこの市町村におっても同じようなサービスが受けられるということで、税収に不足するものについて、交付税として交付されるというものでございますので、その点から言えばそういうことでございます。以上でございます。
議 長	他に質疑はありませんか。 梅田議員
梅田議員	同じく 8 ページです。 このたびの補正予算と申しますのは、国の 26 年度補正予算を活用した事業でございますので、町民の皆様の家計を潤して、そしてまた町の活性化に寄与することを期待するわけでございます。効果が上がることを期待しております。 30 目の地方創生費の中のプレミアム付商品券なんですけれども、今までは 10% でございましたが、今回は 20% ということで、メリットが大きいわけです。 そういったことで、やはり多くの住民の方がこれを購入して、そして使いやすいこの配慮と言いますか、体制づくりが大事ではないかなというふうに考えます。 その点についてですね、十分に、これは商工会のほうとの議論もなされるだろうと思いますけれども、やはり多くの町民の方が、これを利用しやすいような配慮をしていただきたいと思います。何かございましたら。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今、梅田議員のほうからご質問と申しますか、ご意見を拝聴いたしたところでございます。 確かに今回のプレミアム商品券につきましては、プレミアム率が 20% ということで、今までの倍になります。 また、これにつきましては、発行額につきましても今までの 5 割増しの 1 億 5 千万、そして発行総額としては、その 30% ですから、1 億 8 千万分の消費喚起を伴うプレミアム商品券かと思っております。 まず、住民の方に非常に取り組みやすい、手に入りやすい、そういう発行の仕方がないものだろうかということでのご指摘かと思います。 実は数年前からこのプレミアム商品券につきましては、商工会のほうにお願いいたしまして、一時うちの商工会以外と申しますか、別々の窓口でも発行したところでございますけれども、このプレミアムにつきましては、1 件の方と申しますか、数人の方で発行限度額を 2 回、3 回と取得された経緯もございまして、現在は商工会一本での窓口で発行しておるところでございますけれども、そういうご意見は十分拝聴いたしまして、今後商工会のほうと発行関係、それから取り扱いにつきましては協議をさせていただきまして、できるだけ住民の方々広く手に入ると申しますか、ご利用いただけるような方向で検討もしていきたいと思っておりますし、その要望を出していきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	くれぐれもよろしくご配慮をお願いしたいと思います それと子育て応援券の配布なんですけど、これは具体的にどのように配布されるのか、また時期的なものが分かりましたらお願いいたします。
議 長	総務課長
総務課長	補正予算の中でも説明しましたように、まだ、その具体的なですね、要綱等はこれからになりますので、今後そういった細かいことについては詰めてまいりたいと思っ

	ております。 今の段階では、まだお答えできるものは持っておりません。
議 長	横山議員
横山議員	今の子育て応援補助ということなんですけれども、細かいことがまだ決まってないということではございますけれども、例えば対象者全員にお配りになると思うんですが、例えばですけれども、町税とか保育料、滞納者っておられると思うんですよね。その方々にも一律にお配りになる予定でしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今、現段階で考えておりますのは、就学前のお子さんを対象に、全員にですね、配るということで考えておるところでして、それ以外ですね、細かい点については、まだ決まっております。
議 長	横山議員
横山議員	すみません。今の私の最後の質問、町税、その他の件についても、まだ今から検討されるということでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	回答いたします。 先週ですね、こういう取り組みをやってもいいよというですね、国のほうからの、やっとな諾というかですね、受けたばかりでありまして、それを現課のほうにですね、担当する課に、こういう内容で概ねやっていくからということで、今から検討してくださいということで、今投げかけている状況でありますので、今の段階ではですね、先ほどから申し上げますように、要綱すらまだ決まっておりますので、今後そういったことも含めてですね、十分検討させていただきたいと思います。
議 長	他に質疑はないでしょうか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 2 5 号「平成 2 6 年度筑前町一般会計補正予算（第 8 号）について」を、採決します。 議案第 2 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 2 5 号「平成 2 6 年度筑前町一般会計補正予算（第 8 号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 2 7	
議 長	日程第 2 7 発議第 2 号「筑前町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 本件について、説明を求めます。 田中政浩議員
田中議員	それでは、ただ今から発議第 2 号の提出理由の説明をいたします。 議会提出議案書の 2 ページをお開きください。 発議第 2 号「筑前町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定について」 上記の議案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出します。 提出者、田中政浩、賛成者、栗野光雄議員、山本一洋議員、山本久矢議員でありま

	す。 提出の理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、筑前町議会委員会条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。 ３ページをお開きください。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正では、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることに伴い、第２０条を下線部のとおり改正するものです。 附則、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行の日から施行する。 経過措置として、教育委員会の教育長の任期中につきましては、その効力を有するものです。以上です。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第２号「筑前町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 発議第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第２号「筑前町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第２８	
議 長	日程第２８ 請願第１号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願」及び発議第３号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」についてを、一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長の報告並びに関連して発議第３号の説明を求めます。 山本一洋文教厚生委員長
文教厚生委員長	本定例会初日の３月５日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第１号につきまして、同日３月５日に委員会を開催し審議をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。 請願第１号の結果は、お手元配布の委員会審査報告書のとおり採択であります。 採択について、挙手による採決を行い、挙手全員により採決と決しました。 これにより本請願は、意見書提出を願意としていることから、発議第３号を提出いたします。 これより提案説明を行います。 議会提出議案書の５ページをお開きください。 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 上記の議案を別紙のとおり地方自治法１１２条及び会議規則第１３条第１項の規定により提出いたします。 提出者、山本一洋、賛成者、奥村忠義議員、深野良二議員です。

	提出の理由、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を早急に創設する必要がある、また身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にする必要がある。 上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由であります。 6 ページをお開きください。 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。 また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。 他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。 肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。 よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。 記 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること 以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書を提出します。 以上で、文教厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。全会一致での賛同をよろしくお願いいたします。
議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。

	次に、発議第３号について先議いたします。 お諮りします。 これから、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」を、採決します。 発議第３号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第３号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」は、採択することに決定しました。 したがって、発議第３号については、地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 なお、請願第１号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願」は、採択すべきものとみなします。
日程第２９	
議 長	日程第２９ 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第３０	
議 長	日程第３０ 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした「所掌事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は全部終了しました。 町長
町 長	定例会にあたりまして、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。 本定例会提案の議案すべて承認、可決をいただきました。ありがとうございました。 平成２６年度の追加補正予算と平成２７年度当初予算は同時執行であります。事務も複雑になりますが、職員一丸となって執行にあたる所存でございます。 さて、今筑前町のみならず全国の自治体に新しい風が起りつつあります。地方創生です。産業を振興する、雇用をつくる、定住人口を維持する、町の生存条件に係わる重要課題です。国の法律制定と財政支援は、町の活性化への追い風でもあります。さらに筑前町も内発的、外発的地域振興を推進する必要があり、そのための予算でも

	あります。 地域活性化とは、自治体の行財政の健全化はもとより、町全体の収支を改善することでもあります。町づくりにロマンを持って、住民、議会、執行部一丸となって取り組み、後世へ引き継がなければなりません。このような時代に遭遇したことを粹に感じ、議会に一層の議論と指導をお願いするところでございます。 それから、執行部内部のことではございますけれども、本会議場に3月末日をもって退職する職員が2名在籍しております。砥綿出納室長と山本こども課長でございます。長年の職務を思い起こしながら、本会議に臨み精一杯の答弁を成したところでもございます。もうこの議場での応答はございませんが、感慨深いものを察するところでもございます。 終わりになりますけれども、4月以降も2人を含め、私どもへの公私にわたるご指導をお願いいたしまして、本定例会のお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成27年第1回筑前町議会定例会を閉会します。 どうもお疲れさまでございました。 (15:23)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 矢野 勉 1 番 議 員 浅野 良二 2 番 議 員 田口 隆巳